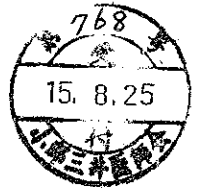




福岡県医発第952号(保)
平成15年 8月22日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原



健康診断時および予防接種の費用について

今般、健康診断時および予防接種の費用に関し、別紙1のとおり厚生労働省保険局医療課で取扱いが明確化された旨、日本医師会より通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

保険適用に関し指摘のある診療行為等については、平成15年5月28日開催の中医協基本問題小委員会で議論され、今後引き続き、基本問題小委員会、高度先進医療専門家会議、あるいは保険適用の是非を判断するにあたってデータの収集が必要になるものは下部組織の「診療報酬調査専門組織・医療技術評価分科会」で各々検討されることになります。

今回示されました健康診断時および予防接種の費用に関する事務連絡は、保険適用に関し指摘のある診療行為等の中で、保険診療との関係で整理できる事項について、7月30日開催の中医協基本問題小委員会への報告を経て、発出されたものであります。

特に健康診断で疾患が発見された場合の取扱いにつきましては、従前から、医科点数表の留意事項通知において、「自他覚的症状がなく健康診断を目的とする受診により疾患が発見された患者について、当該保険医が、特に治療の必要性を認め治療を開始した場合には、初診料は算定できない。ただし、当該治療（初診を除く。）については、医療保険給付対象として診療報酬を算定できる」とこととされておりますが、一方で、健康診断時の内視鏡検査により病変を発見し、引き続き、その内視鏡を使用してポリープ切除等の治療を開始した場合の取扱いについて疑義が生じておりましたので、この取扱いを明確化したものであり、その内容は下記のとおりであります。

記

1. 健康診断時の内視鏡検査により病変を発見し、引き続き、その内視鏡を使用して治療を開始した場合においては、その治療は療養の給付として行なわれるものであるため、保険医療機関は内視鏡下生検法、病理組織顕微鏡検査、内視鏡を使用した手術など治療の費用を保険請求することができる。

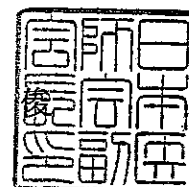
なお、内視鏡を使用した手術の所定点数には内視鏡検査の費用が含まれていることから、内視鏡を使用した手術の費用を保険請求する場合には、健康診断としての内視鏡検査の費用の支払いを受けることはできない。

2. 入院患者に対する予防接種については、当該患者の罹患予防等の観点から実施されたものであって、療養の給付として行われるものではないことから、外来患者に対する予防接種と同様に、患者からその費用を徴収することができる。

事務連絡(保71)
平成15年8月5日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
青 柳



健康診断時および予防接種の費用について

今般、健康診断時および予防接種の費用に関し、別添1のとおり厚生労働省保険局医療課で取扱いが明確化されましたので、ご参考までに一部お送りいたします。

保険適用に関し指摘のある診療行為等については、平成15年5月28日開催の中医協基本問題小委員会で議論され、今後引き続き、基本問題小委員会、高度先進医療専門家会議、あるいは保険適用の是非を判断するにあたってデータの収集が必要になるものは下部組織の「診療報酬調査専門組織・医療技術評価分科会」で各々検討されることになります。

今回示されました健康診断時および予防接種の費用に関する事務連絡は、保険適用に関し指摘のある診療行為等の中で、保険診療との関係で整理できる事項について、7月30日開催の中医協基本問題小委員会への報告を経て、発出されたものであります。

特に健康診断で疾患が発見された場合の取扱いにつきましては、従前から、医科点数表の留意事項通知において、「自他覚的症状がなく健康診断を目的とする受診により疾患が発見された患者について、当該保険医が、特に治療の必要性を認め治療を開始した場合には、初診料は算定できない。ただし、当該治療（初診を除く。）については、医療保険給付対象として診療報酬を算定できる」こととされておりますが、一方で、健康診断時の内視鏡検査により病変を発見し、引き続き、その内視鏡を使用してポリープ切除等の治療を開始した場合の取扱いについて疑義が生じておりましたので、この取扱いを明確化したものであります。

(添付資料)

1. 健康診断時および予防接種の費用について
(平15.7.30 厚生労働省保険局医療課事務連絡)





事 務 連 絡
平成15年7月30日

地 方 社 会 保 険 事 務 局
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

健康診断時及び予防接種の費用について

標記については、保険医療機関及び保険医療療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）等により取り扱われているところですが、今般、下記のとおり取扱いを明確化しましたので、関係者に対し、遺漏のないよう周知徹底をお願いします。

記

1. 健康診断時の内視鏡検査により病変を発見し、引き続き、その内視鏡を使用して治療を開始した場合においては、その治療は療養の給付として行われるものであるため、保険医療機関は内視鏡下生検法、病理組織顕微鏡検査、内視鏡を使用した手術など治療の費用を保険請求することができる。
なお、内視鏡を使用した手術の所定点数には内視鏡検査の費用が含まれていることから、内視鏡を使用した手術の費用を保険請求する場合には、健康診断としての内視鏡検査の費用の支払を受けることはできない。
2. 入院患者に対する予防接種については、当該患者の罹患予防等の観点から実施されるものであって、療養の給付として行われるものではないことから、外来患者に対する予防接種と同様に、患者からその費用の支払を受けることができる。